旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 28 年 1 月 21 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①エスエスシーツアー　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6492号　④清水岳男　東京都江戸川区中葛西３丁目27番18－703号　⑤本部営業所　東京都渋谷区恵比寿西２丁目８番６号ビックツリービル４階　⑥平成23年12月15日　⑧平成27年11月27日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都江戸川区中葛西３丁目27番18－703号　清水岳男

Ｂ　①株式会社トラベルプラスワン　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－3482号　④株式会社トラベルプラスワン　東京都中央区銀座一丁目21番９号箱健ビル４Ｆ　代表取締役　川﨑力男　⑤本社営業所　東京都中央区銀座一丁目21番９号箱健ビル４Ｆ　⑥平成８年２月27日　⑧平成27年12月25日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都中央区銀座一丁目21番９号箱健ビル４Ｆ　株式会社トラベルプラスワン　代表取締役　川﨑力男

Ｂ　①一般社団法人邑南町観光協会　②地域限定旅行業　③島根県知事登録旅行業地域－85号　④一般社団法人邑南町観光協会　島根県邑智郡邑南町矢上6000　代表理事　石橋良治　⑤香木の森公園クラフト館　島根県邑智郡邑南町矢上7154－10　⑥平成25年12月27日　⑧平成26年12月22日　⑩100万円　⑪島根県知事　⑫島根県邑智郡邑南町矢上7154－10　一般社団法人邑南町観光協会　代表理事　石橋良治

Ｂ　①有限会社福岡観光旅行サービス　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３－368号　④有限会社福岡観光旅行サービス　福岡県嘉穂郡桂川町大字九郎丸610番地の１　代表取締役　神埼**静**代　⑤本社営業所　福岡県嘉穂郡桂川町大字九郎丸610番地の１　⑥平成６年５月31日　⑧平成26年８月６日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県嘉穂郡桂川町大字九郎丸610番地の１　有限会社福岡観光旅行サービス　代表取締役　神埼**静**代

Ｃ　①生活協同組合くまもと　②第３種旅行業　③熊本県知事登録旅行業第３－85号　④生活協同組合くまもと　熊本県水俣市古賀町一丁目１番１号　代表理事理事長　吉永章　⑤生協くまもとツーリスト本社営業所　熊本県水俣市古賀町一丁目１番１号　⑥昭和57年９月27日　⑨平成27年12月１日　⑩300万円　⑪熊本県知事　⑫熊本県水俣市古賀町一丁目１番１号　生活協同組合くまもと　代表理事理事長　吉永章

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 28 年 1 月 21 日

記

［掲載順序］　（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社ヒューマンビークル　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２－5160号　④株式会社ヒューマンビークル　東京都品川区西五反田七丁目22番17号　代表取締役　楠木崇延　⑤本社　東京都品川区西五反田七丁目22番17号　⑥平成14年５月30日　⑦平成27年12月１日　⑧220万円　⑨1100万円

以上１件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　田川　博己

Ａ　①秋観光サービス　②第２種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第２－441号　④秋孝助　旭市琴田2858番　⑤本社営業所　旭市琴田2858番地　⑥平成３年12月25日　⑦平成27年11月30日　⑧220万円　⑨1100万円